

岩手県議会議員の請負の状況の公表に関する実施要領

(令和5年9月1日制定)

(令和6年4月1日改正)

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県議会議員の請負の状況の公表に関する規程（令和5年岩手県議会告示第4号。以下「規程」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2 規程第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1号。以下「報告書」という。）により行わなければならない。

2 規程第2条第2項の規定による訂正の届出は、訂正届（様式第2号）により行わなければならない。

3 前項の規定により提出された訂正届は、報告書の一部とみなす。

(報告の一覧の訂正等)

第3 議長は、規程第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4 規程第4条第2項の規定による閲覧（以下第4及び第5において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日からすることができる。

2 閲覧の請求をしようとする者は、閲覧請求票（様式第3号）に必要な事項を記載しなければならない。

3 閲覧は、議長が指定する場所で、岩手県の休日に関する条例（平成元年3月11日条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下第4及び第5において「休日」という。）でない日の午前9時から午後0時まで及び午後1時から午後5時までの間にしなければならない。

4 閲覧に係る報告及び訂正の届出（以下「閲覧に係る報告等」という。）は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

5 閲覧に係る報告等は、丁寧に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

6 第2項から前項までの規定に違反した者又は違反するおそれのある者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(期限等の特例)

第5 規程第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行し、令和5年4月1日以後の会計年度に係る請

負について適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第2号（第2第2項関係）

年 月 日

岩手県議会議長 様

岩手県議会議員 _____

訂正届

岩手県議会議員の請負の状況の公表に関する規程第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

(A4)

閱 覧 請 求 票

年 月 日	年 月 日
氏 名	

議 員 名	報 告 書 名 (○で囲んで下さい)
	請負状況等報告書 (____年度分) 訂 正 届 (____年度分)
	請負状況等報告書 (____年度分) 訂 正 届 (____年度分)
	請負状況等報告書 (____年度分) 訂 正 届 (____年度分)